ACSES ニュースレター_２３０６号（2022 年５月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・学生寮の食堂で４３人食中毒、いずれも軽症　前橋〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・筋弛緩剤「自作」に衝撃　高槻の殺人事件　容疑の 17 歳〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・全員疫学調査で水俣病全容解明を　公式確認から 66 年でシンポ〈Web 報道〉
・船の事故、過去にも　「現場任せ」で監査に甘さ？　国の本気度は／観光船事業、国が罰則の強化を検討　「スキーバス事故と似た状況」〈新聞報道〉
・宇宙天気予報でアジア連携強化　太陽爆発、25 年にピーク〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 健康安全
◇働きがい改革、道半ばの日本　「仕事に熱意」6 割届かず〈新聞報道〉
[4] 廃棄物関係
◇男性トイレにも汚物入れ　がん患者必要、設置広がる〈Web 報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇我が国における令和二年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（環境省告示第 49 号）〈官報〉
[6] 環境安全関係
◇植物防疫法の一部を改正する法律（法律第 36 号）〈官報〉
◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（法律第 37 号）〈官報〉
[7] その他省庁発表
◇地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第 35 号）〈官報〉
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：４件

月桂樹（ゲッケイジュ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・学生寮の食堂で４３人食中毒、いずれも軽症　前橋

＜産経ニュース　2022 年 5 月 1 日＞

https://www.sankei.com/article/20220501-BENROQXBZZLDNE24CVDMSETPOA/

前橋市保健所は１日、市内にある前橋育英高の学生寮の食堂で、ウエルシュ菌による食中毒があったと発表した。食事した生徒ら２３４人のうち４３人が下痢や腹痛を訴えたが、いずれも軽症で快方に向かっている。

食事を提供した「合同会社ビーグラッド」（同市）に対し、同日から３日間、この食堂での営業停止処分にした。

市によると、生徒らは４月２５～２７日、夕食に八宝菜やチキンソテーを食べ、２６～２７日に発症したという。

◇***事故、事件の続報***

・筋弛緩剤「自作」に衝撃　高槻の殺人事件　容疑の 17 歳

＜朝日新聞　2022 年 4 月 30 日＞

大阪府高槻市のマンションで２月、住民の女性（当時 40）が殺害された事件で、殺人容疑で容疑者死亡のまま書類送検された府内の男子高校生（当時 17）は、筋弛緩剤を自作し、事件に用いたとみられている。筋弛緩剤は自分で作ることができてしまうものなのか。

「本当に高校生が作ったのか」

大阪府警の科学捜査研究所の所員は、捜査の中でこう漏らしたという。

筋弛緩剤とは脳からの神経刺激を遮断し、筋肉の動きを弱める薬剤の総称。今回の事件で使われたのは「スキサメトニウム」とみられている。通常は麻酔をした時や、のどがけいれんした時に使われる医療用の薬物で、処方箋なしでは入手できない。

府警捜査１課によると、高校生は昨年８月ごろからネットなどでこの薬物を作るための薬品などを購入。海外から個人輸入した物もあった。材料を合成したとみられる。

府警が押収した高校生のノートパソコンには、「侵入して即効性のあるスキサメトニウムを使用」などと事件を計画したとみられるメモがあった。また、高校生の自宅で見つかったハムスターの死骸からスキサメトニウムが検出され、府警は自作した薬剤を投与し、効果を調べたとみている。

ネットで材料流通「問題」

事件現場に残された注射器からはスキサメトニウムの成分が検出された。女性の死因は低酸素脳症で、府警は高校生に筋弛緩剤を打たれたとみている。

筋弛緩剤は過去にも事件で使われた。1998 年には川崎市の病院で、患者に筋弛緩剤の投与を指示したとして、女性医師が殺人容疑で逮捕され、有罪判決を受けた。2001 年には仙台市のクリニックで、准看護師の男が入院中の患者に筋弛緩剤を入れたなどとして逮捕され、無期懲役判決を受けた。

ただ、こうした事件の現場はいずれも病院で、院内の医療関係者が関わった。自作の筋弛緩剤が使われるのは異例だ。

岐阜薬科大学の佐治木弘尚教授によると、スキサメトニウムを作る材料はネットで売られているものが多く、大学の研究室などにあるかくはん用の専門機械も必要だが、ネットで売られていることがあるという。

ただ合成して作るにはネットで情報を集めただけでは難しく、大学で化学を学び、実習をする程度の高度な知識や経験が必要という。

佐治木教授は「製品や医薬品を使う業者や研究者にとっては手に入りやすい方が良く、安全性とのバランスは難しいが、事件を起こすような人が材料を入手できてしまう現状には問題を感じる」と話す。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・全員疫学調査で水俣病全容解明を　公式確認から 66 年でシンポ

＜共同通信　2022 年 4 月 30 日＞　https://nordot.app/893084393069297664?c=39546741839462401

5 月 1 日に四大公害病の一つ、水俣病の公式確認から 66 年となるのを前に、熊本県水俣市でシンポジウムが 30

日開かれ、参加者らは、被害の全容解明には住民全員を対象にした疫学調査が不可欠だと訴えた。2009 年施行の特別措置法は、国が不知火海沿岸住民の健康調査を速やかに実施するよう定めているが、実現していない。

シンポは水俣病被害者・支援者連絡会が主催。長年水俣病患者らを診察してきた高岡滋医師は、国が開発する手法は感度が低い上、1 人当たりに要する時間が長く、広範囲の調査には不向きだと批判した。広島原爆による黒い雨訴訟や、食品公害「カネミ油症」の関係者も登壇した。

・船の事故、過去にも　「現場任せ」で監査に甘さ?　国の本気度は

＜毎日新聞　2022 年 4 月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220429/k00/00m/040/303000c

北海道・知床半島沖で起きた観光船「KAZU　Ⅰ（カズワン）」の事故から 30 日で 1 週間。国は事故を受け、規定に実効性を持たせるための検討に入った。海の安全を守る仕組みは整えられるのか。

独自ルール「上乗せ」する自治体も

再発防止を国はどう進めるのか。28 日、設置を発表したばかりの対策検討委員会の論点を問われた斉藤鉄夫国土交通相が挙げた内容の一つが「安全管理規定の実効性の確保」だ。

規定に対する認識の甘さが一因になった事故は過去にも起きていた。

浜松市の天竜川で 2011 年、第三セクターが運航する川下り船が転覆して乗客ら 5 人が死亡した。規定に定められていた救命胴衣を備えていなかったこともクローズアップされた。

当時の社長は、業務上過失致死罪に問われた元従業員の公判に証人として出廷し、「現場任せになっていた。事故が起きるまで…

・観光船事業、国が罰則の強化を検討　「スキーバス事故と似た状況」

＜朝日新聞　2022 年 4 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4Y6TT2Q4YUTIL015.html

北海道斜里町の知床半島沖で乗客・乗員 26 人が乗った観光船「KAZUⅠ（カズワン)」が消息を絶った事故を受け、国土交通省は、安全管理に問題がある観光船の運航会社は事業を継続できないように、ルールの厳格化と罰則強化の検討に入った。政府関係者が明らかにした。今回の被害の大きさを重視し、再発防止のための対策を急ぐ構えだ。

観光船やレストラン船などを運航する「旅客不定期航路事業者」は、全国で 560（2021 年 3 月時点）にのぼる。国交省の事業許可が必要だが、安全確保に必要な具体的な基準の設定や、不適格な事業者を早期に見つける仕組みについて「ルールに甘さがあったのでは」との声が省内ででている。2016 年に長野県軽井沢町で 15 人が死亡したバス事故を機に、安全面の規制が強化された貸し切りバス業界を参考に検討を進めるという。

今回の事故をめぐっては、荒…

・宇宙天気予報でアジア連携強化　太陽爆発、25 年にピーク

＜共同通信　2022 年 4 月 29 日＞　https://nordot.app/892668905372712960?c=39546741839462401

総務省は太陽表面の爆発情報を関係機関に知らせる「宇宙天気予報」の精度向上に向け、アジア各国との連携を強化する。太陽活動は約 11 年周期で活発化し、2025 年ごろに次のピークを迎えると予想される。爆発の影響が地球に及び、通信障害や停電を引き起こすことを警戒。太陽観測や情報発信の強化策を検討している。

太陽表面で「フレア」と呼ばれる爆発が起きると、エネルギーを帯びた電子が数分から数日程度で地球に到達する。航空無線が障害を起こしたり、衛星利用測位システム（GPS）の精度が落ちて船舶やドローンが衝突したりする恐れがある。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年5月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25521.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年５月１日版）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25520.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ 感染は全体の 4.3%か 5 都府県の抗体保有率を分析

＜NHK　2022 年 5 月 1 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220501/k10013607221000.html?cid=orjp-noltop-news-5

・オミクロン級出現 2～3 年に 1 度？　出口戦略へ確率推定

＜日経新聞　2022 年 5 月 1 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC218MI0R20C22A4000000/

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・都“ワクチン３回接種で感染確認　２回接種の３分の１以下”

＜NHK　2022 年 5 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220502/1000079531.html

---

・まん延防止見直し必要、72%　飲食店対策から転換半数超

＜共同通信　2022 年 4 月 29 日＞　https://nordot.app/892742898184470528?c=39546741839462401

新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置について、47 都道府県のうち 34 府県（72%）が見直すべきだと考えていることが 29 日、共同通信の調査で分かった。オミクロン株の派生型への置き換わりが進む中、今後必要となる対策を複数回答で尋ねると、最多は「飲食店中心の対策からの転換」と「高齢者・教育関連施設の対策強化」でいずれも半数を超えた。

オミクロン株による流行「第 6 波」では、軽症者や無症状者が多いほか、高齢者施設のクラスターや子どもの感染が目立つ。より都道府県のニーズやオミクロン株の特性に合った対策を求める実態が浮かんだ。

調査は 13～26 日に実施した。

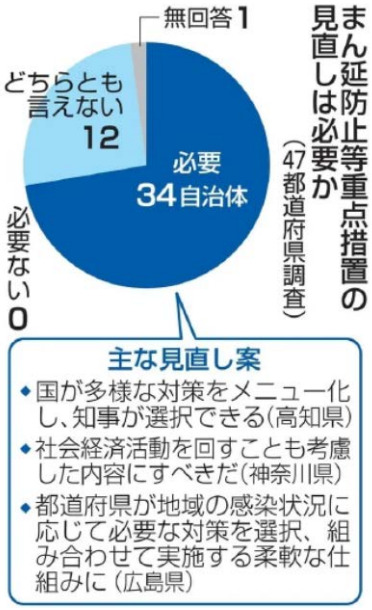

・韓国、来週から屋外マスク不要に　「国民の不満、無視できず」

＜共同通信　2022 年 4 月 29 日＞　https://nordot.app/892598822148964352?c=39546741839462401

韓国政府は 29 日、コロナ対策としての屋外でのマスク着用義務を 5 月 2 日に解除すると発表した。50 人以上の集会やスポーツ観戦などは除く。屋外でも高齢者など感染リスクの高い人が十分に距離を取るのが難しい場合は着用を推奨する。

金富謙首相は流行状況が改善しているとした上で「1 人での散歩や家族での外出でもマスクを外せない国民の不満を無視できない」と述べた。尹錫悦次期大統領の政権引き継ぎ委員会は、解除の方向性は理解できるとしな

がらも「時期尚早だ」との立場を示した。

1日当たりの新規感染者数は3月のピーク時に60万人台だったが、最近は5万人程度に減った。

・「屋外はマスクなし」OKに　ウィズコロナ転換の韓国、5月2日から

＜朝日新聞　2022年4月29日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4Y6FTGQ4YUHBI013.html

韓国政府は29日、新型コロナウイルスの感染対策のための屋外でのマスク着用の義務を、5月2日から原則として解除すると発表した。最近の新規感染者の減少などを理由としている。屋内では引き続き義務づけるが、一定数の感染者がいることを前提にして制限を緩和する「ウィズコロナ」への転換が加速している。

発表によると、5月2日からは50人以上が集まる集会への参加や公演の観覧、スポーツ観戦を例外として、屋外でのマスク着用義務を解除する。一方、多くの人が集まる場所で他の人と距離を取りにくい場合などは、今後も自発的な着用を「積極的に勧告する」としている。

今月18日からは、飲食店の…

****

[3] ***健康安全***

◇働きがい改革、道半ばの日本　「仕事に熱意」6割届かず

＜日経新聞　2022年5月1日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC182G00Y2A410C2000000/

日本企業の労働環境が改善する一方で、働き手の仕事への充実感や達成感といった「働きがい」が高まらない。1人当たりの労働時間は2020年に16年比で100時間減るなど働きやすくなったものの、仕事に熱意を持ち会社に貢献したいと考える社員の割合は6割弱と世界最下位にとどまる。政府が働き方改革を打ち出して5年あまり。生産性改善や技術革新に向けて社員の働きがいをいかに高めるかが次の課題となる。

「新入社員研...

****

[4] ***廃棄物関係***

◇男性トイレにも汚物入れ　がん患者必要、設置広がる

＜共同通信　2022年5月1日＞　https://nordot.app/893380596629766144?c=39546741839462401

男性トイレの個室にサニタリーボックス(汚物入れ)を設置する動きが一部自治体や商業施設に広がっている。尿漏れパッドの捨て場に困る前立腺がんやぼうこうがんの患者らの悩みに応える形だ。国立がん研究センターの統計によると、前立腺がん患者は9万2千人、男性のぼうこうがん患者は1万7千人以上。当事者からは、歓迎の声が上がる。

広がったのは昨年6月、日本骨髄バンク評議員大谷貴子さん（60）＝埼玉県加須市＝が、捨て場所に困っている人がいると聞き、対策を呼びかけたのがきっかけ。大谷さんは「周りにも『実は自分も』という男性が意外にいた」と話す。

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇我が国における令和二年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件（環境省告示第49号）

［官報］　令和4年5月2日　本紙　第5284号　7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220502/20220502h00726/20220502h007260007f.html

○環境省告示第49号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における令和二年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和4年5月2日　　環境大臣　　山口　　壮

第一　令和二年度の温室効果ガスの排出量

一　二酸化炭素　十億四千四百万トン

二　メタン　二千八百四十万トン

三　一酸化二窒素　二千万トン

四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。次号において「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　五千百七十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百五十万トン
六　六ふっ化硫黄　二百万トン
七　三ふっ化窒素　二十九万トン
八　前各号に掲げる量の合計量　十一億五千万トン
第二　令和二年度の温室効果ガスの吸収量
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量　四千四百五十万トン
（備考）
１　第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。
２　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

****

[6] ***環境安全関係***

◇植物防疫法の一部を改正する法律（法律第 36 号）

［官報］　令和４年５月２日　号外　第 96 号　4～10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220502/20220502g00096/20220502g000960004f.html

あらまし
◇植物防疫法の一部を改正する法律（法律第 36 号）（農林水産省）
１　侵入調査の実施及び緊急防除の迅速化
㈠ 農林水産大臣は、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの等の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うこととした。（第一六条の六及び第一六条の七関係）
㈡ 農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものについて、緊急防除の実施に関する基準を定めることができるものとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、防除の内容等に関する事前の告示の期間を一〇日まで短縮することができることとした。（第一七条の二関係）
㈢ 緊急に防除を行う必要があるため事前の告示を行ういとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、告示をしないで、緊急防除に関する命令をし、又は植物防疫官に必要な措置をさせることができることとした。（第一八条第二項関係）
２ 国内に広く存在する有害動植物への対応の強化
㈠ 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めるものとし、都道府県知事は、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（㈡において「総合防除計画」という。）を定めることとした。（第二二条の二第一項及び第二二条の三第一項関係）
㈡ 都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画に、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を定めることができることとした。（第二二条の三第三項関係）
㈢ 都道府県知事は、指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うこととした。（第二四条の二関係）
㈣ 都道府県知事は、㈢による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われないため、指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合等には、当

該農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとするとともに、これに従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第二四条の三関係）

３　植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大

㈠　検疫有害動植物が付着するおそれがある物品について、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととした。（第六条第一項関係）

㈡　植物防疫官は、入国者及び出国者に対して、その携帯品のうちに検査を要する植物、物品等が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、当該携帯品の検査を行うことができることとした。（第八条第八項及び第一〇条第六項関係）

４　登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

植物防疫官は、登録検査機関が、輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの容器包装については、植物検疫に係る検査証明のための検査の一部を行わないことができることとした。（第一〇条第五項関係）

５　罰則の強化

国際植物検疫に係る違反に係る罰金の上限及び国際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反行為を法人の代表者等がした場合におけるその法人に対する罰金の上限を引き上げることとした。（第三九条及び第四三条第一号関係）

６　その他

㈠　法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加することとした。（第一条関係）

㈡　農林水産大臣は、検疫有害動植物を定める農林水産省令等を定めようとするときは、あらかじめ、有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第五条の二第二項等関係）

７　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（法律第 37 号）</u>

［官報］　令和４年５月２日　号外　第 96 号　10～19 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220502/20220502g00096/20220502g000960010f.html

◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（法律第 37 号）（農林水産省）

１　目的

この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置及びその基盤を確立するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

２　定義

この法律における「食料システム」、「環境と調和のとれた食料システム」、「農林漁業者」、「環境負荷低減事業活動」及び「基盤確立事業」を定義した。（第二条関係）

３ 基本理念

㈠　環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るためには、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その

他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならないこととした。（第三条第二項関係）

４　国が講ずべき施策

国は、食料システムの関係者の理解の増進、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進、環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進等のために必要な措置を講ずることとした。（第七条～第一四条関係）

５　環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

㈠　農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項等を定めることとした。（第一五条関係）

㈡ 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができることとした。（第一六条関係）

６　環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等

㈠　同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとした。（第一九条関係）

㈡　同意基本計画に定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとした。（第二一条関係）

７　認定計画に係る支援措置

㈠　認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動（以下「認定事業活動」という。）を行うのに必要な農業改良資金の償還期限等を延長することとした。（第二三条～第二五条関係）

㈡　認定事業活動に処理高度化施設の整備等が含まれる場合には、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第二六条及び第二七条関係）

㈢　認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って行う行為については、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第二八条～第三〇条関係）

８　有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

㈠　同意基本計画に定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地について所有権等又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業の生産団地を形成するため、市町村長等の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができることとした。（第三一条関係）

㈡　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならないものとし、市町村長等による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があることとした。（第三五条関係）

９　基盤確立事業実施計画の認定等

基盤確立事業を行おうとする者は、基盤確立事業実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができ

ることとした。(第三九条関係)

10　認定基盤確立事業実施計画に係る支援措置

認定を受けた基盤確立事業実施計画に従って行う行為については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律、農地法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めるとともに、種苗法の規定による品種登録出願等について、出願料等を軽減し、又は免除することができることとした。(第四二条～第四四条関係)

11　附則

㈠　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条関係)

㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

****

[7] *その他省庁発表*

◇地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第 35 号）

［官報］　令和４年５月２日　号外　第 96 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220502/20220502g00096/20220502g000960004f.html

あらまし

一　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係

職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（１及び２に掲げる育児休業に係るものを除く。）を、条例で定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすることとした。(第二条第一項関係)

１　子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法第六五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）　が当該子についてする育児休業（２に掲げる育児休業を除く。）　のうち最初のもの及び二回目のもの

２　任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

地方公務員の非常勤職員について、介護休業の取得要件のうち、一年以上の雇用期間の要件を廃止することとした。　(附則第三条関係)

三　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

****

[8] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・謎の小児肝炎、ウイルス性か 米 CDC

＜AFP＝時事　2022 年 4 月 30 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3402860

米疾病対策センター（CDC）は 29 日、謎の肝炎にかかったアラバマ州の子ども 9 人全員が「アデノウイルス 41 型」という一般的な病原体の検査で陽性だったとする調査結果を発表した。

世界保健機関（WHO）によると、ここ数週間に 11 か国で同様の患者が約 170 人確認されている。アラバマ州の子どもは 1～6 歳で、他には健康状態に問題がなかった。

この小児性肝炎に関しては、ウィスコンシン州の死者 1 人をはじめ、全米で調査が進められている。

米 CDC が発表した論文は、2021 年 10 月～2022 年 2 月に発生したアラバマ州の子ども 9 人の症例に焦点を当てている。3 人が急性肝不全（劇症肝炎）を発症し、うち 2 人は肝移植を必要とした。現在は「移植を受けた 2 人を含め、全員が回復または快方に向かっている」という。

論文に付随して発表された声明は「現時点では、これらの報告事例の原因としてアデノウイルスを疑っているが、他の潜在的な環境や状況的要因についても調査している」と述べている。

アデノウイルス 41 型は子どもに胃腸炎を引き起こすことが知られているが､健康な子どもに肝炎を引き起こすとは一般に知られていない。

調査の結果、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の他、A 型・B 型肝炎および米国で最も多い C 型肝炎、自己免疫性肝炎、ウィルソン病や一般的な肝機能障害の可能性は排除された。

6 人はヘルペスウイルスの一種であるエプスタインバーウイルス（EB ウイルス）の検査で陽性だったが、抗体がなかったことから、現在ではなく過去の感染を示唆するものとされた。

9 人のほとんどは入院前、大半が嘔吐（おうと）と下痢に見舞われた。上気道症状が確認された例もあった。入院中はほとんどの子どもに黄疸（おうだん）と肝臓の肥大化がみられた。

・<u>コロナ流行の裏で何が…今、日本の「梅毒」感染者数が激増している！</u>

＜現代ビジネス　2022 年 5 月 1 日＞　https://gendai.ismedia.jp/articles/-/94735

放っておくとヤバい病気

今年に入り、梅毒の感染者数が激増している。

4月10日の時点で、前年同時期を1.6倍上回る2592人の感染が報告されており、過去最多の感染者数となった2021年の人数をさらに更新する見通しとなっているのだ。

「梅毒は梅毒トレポネーマという細菌が原因で発症し、主に性的接触によって感染します。代表的な症状は性器や口などの皮膚にできる潰瘍、全身の発疹などです。

梅毒に感染している人が性交した場合、およそ30％の確率で相手にうつしてしまうと言われ、感染力は非常に高いです」（ナビタスクリニック新宿の山本佳奈医師）

そのまま治療を受けずに放置してしまうと、大動脈の弁がうまく閉じなくなる心血管梅毒や、脳卒中の原因となる神経梅毒を発症するケースもあるため、決して侮れない病気だ。

梅毒の感染を広げている一因に、女性が肉体を提供する見返りとして、男性から金銭を受け取る「パパ活」が関係しているという指摘もある。

感染者の年齢層を見ると男性は20～50代がまんべんなく感染しているのに対し、女性は20代が圧倒的に多いためだ。

「コロナ禍で生活が困窮した学生やフリーターの若い女性がパパ活を始め、そこから感染が広がっていると推測されます。飲食店のアルバイトで月に5万円を稼ぐのが精いっぱいの子でも、パパ活では一回で同じ金額を手にできます。

コロナの流行から3年目になりますが、経験者が未経験者の友人を勧誘することで、さらに多くの女性がパパ活市場に流れているという事情もあります。風俗店に勤務するよりも手軽で中間マージンもとられないため、一度始めると抜け出せなくなる女性も多いのです」（『パパ活女子』の著者で作家の中村淳彦氏）

現在はパパ活を行う女性が、3～4人など複数の男性と関係を持つことも普通になっている。感染に気が付かないうちに複数の「パパ」と会うことで、蔓延の原因となることもあるのだ。

コロナと梅毒、どちらのパンデミックが先に終わりを迎えるのだろうか。

（『週刊現代』2022年4月30日・5月7日号より）

◇<u>*新化学物質、化学物質新利用技術等*</u>

・<u>「グリーン水素」を共同開発へ　大阪ガス、豪でプラント建設</u>

＜共同通信　2022 年 4 月 30 日＞　https://nordot.app/893034316074696704?c=39546741839462401

大阪ガスは、30 日までにオーストラリアのベンチャー企業「アクアエアレム」と製造時に二酸化炭素（CO2）を出さない「グリーン水素」について共同開発契約を締結した。2023 年に年間約 400 トンのグリーン水素を製造

できるプラントをオーストラリア北部の内陸に建設する。

アクアエアレムの独自技術で大気中から水を回収し、太陽光発電で電気分解してグリーン水素を製造する。プラントの建設予定地は乾燥地帯のため水資源に乏しいが、日射量が多いため太陽光発電に適している。

当面、水素は周辺の火力発電所に供給。長期的には複数のプラントを建設して日本などへの輸出も視野に入れる。

◇*その他*

・10 兆円基金、4 大学が申請へ　27 校は検討、国立大調査

＜共同通信　2022 年 4 月 30 日＞　https://nordot.app/893111864611880960?c=39546741839462401

政府が世界最高の研究水準を目指す大学を支援するために設けた 10 兆円規模の大学ファンド（基金）に関し、東北、東京農工、名古屋、大阪の 4 大学が申請する意向であることが 30 日、国立大学を対象とした共同通信の調査で分かった。東京大や京都大など 27 校は申請するかどうか「検討中」と回答した。

政府は科学技術立国の実現に向けファンドを設置。助成対象となる大学の公募を 22 年度中に始める。詳細な選定基準が今後示される見通しで、申請方針を示す大学が増える可能性がある。一方、支援対象となるためのハードルが高く、地方や教員養成系の大学では活用を見送る方針を示したところが多い。

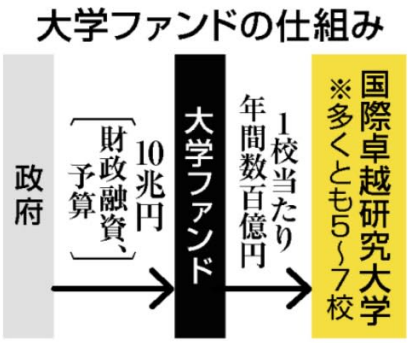

・人事院、夏の勧告へ民間調査開始　国家公務員の給与改定

＜共同通信　2022 年 4 月 30 日＞　https://nordot.app/893035068189753344?c=39546741839462401

・就活、一段と早まる　採用急ぐ企業、学生は負担増―２３年春卒

＜時事ドットコム　2022 年 4 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022042900519&g=eco

２０２３年春に卒業を予定する大学生の就職活動が一段と早まっている。企業間の人材獲得競争が激しい上、選考のオンライン化で短期間に進められるようになり、政府が順守を求める「就活ルール」より早く内定を出す企業が目立つ。ただ、大手企業の選考のため就活を続ける学生は多く、活動期間は長期化して負担が増している。

「周りの友人で既に内定を得た人もいる。自分は（自発的に）動けていなかった」。３月１日に東京都内で開かれた合同企業説明会に訪れた男子学生はこう漏らし、焦りの表情を見せた。「次は４次選考」と話す女子学生もいるなど、就活が早まっている実態を映し出した。

コロナ禍で低下した企業の採用意欲は回復傾向にある。特に、技術系人材は引き合いが強く、「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に向け、ＩＴ人材の採用を強化する」（富士フイルムホールディングス）との声が聞かれ、成長分野では争奪戦の様相を呈する。

リクルート（東京）の調査によると、２３年春に卒業を予定する大学生の内定率は４月１日時点で３８．１％と、前年同時点より１０．０ポイント上昇した。説明会などの広報活動の開始が３月１日からとなった１６年春卒以降で過去最高となった。

一方、同社の調査では内定辞退率が７．２ポイント上昇して２８．９％となり、２社以上内定を辞退した大学生の比率も上がった。リクルート就職みらい研究所の栗田貴祥所長は「新卒採用計画を満たせないまま終わり、

企業戦略を進める上で影響が出る可能性がある」と分析する。

就活の早期化は長期化も招く。ルールにのっとって６月以降に内々定を出す大手企業の結果が判明するまで活動を続ける学生が多いためだ。オンライン化で効率的に選考できるようになり、大学３年生の３月にエントリーシート提出や説明会、面接が重なって学生には重荷となっている。

栗田所長は「学業に加え、スケジュール管理もしなければならず、学生の負担が増している」と指摘する。企業でも人材確保に不透明感が増しており、形骸化するルールの見直しが必要になりそうだ。

・「社会課題を解決できる人材に」　教科を融合、広がる STEAM 教育

＜朝日新聞　2022 年 4 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4Y76W2Q4NPTJB00F.html

社会の課題を解決し、新しいイノベーション（技術開発）を生み出すには新しい教育が必要――。そんな問題意識から「STEAM（スティーム）教育」が広がっている。県内では県立彦根東高校（彦根市）や県立膳所（ぜぜ）高校（大津市）が力を入れている。どんな教育なのだろうか。

「STEAM」とは科学（サイエンス）、技術（テクノロジー）、工学（エンジニアリング）、芸術（アート）、数学（マスマティクス）の英語の頭文字を組み合わせたものだ。

彦根東高校の浜川徳行（のりゆき）教諭（物理）によると、文系、理系も含め、教科の枠を超えた授業を指す。「教科融合授業」と呼ぶ。

「感染症」ならどの教科？　教員が協力して教材開発

同校では2018年～19年…

********** 以上 **********